改正 令和4年2月22日 改正

令和5年5月30日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、成城大学(以下「本学」という。)における研究体制の強化発展を期し、教員の研究活動を奨励し助長するために行われる成城大学特別研究助成(以下「本助成」という。)について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、本助成の資金(以下「助成金」という。)の交付を受けて研究活動を実施する本学専任教員をいう。
- 2 この規程において「研究代表者」とは、前項に規定する研究者のうち、本助成に係る研究課題を 代表して遂行する者をいう。
- 3 この規程において「共同研究者」とは、第1項に規定する研究者のうち、前項に規定する研究代表者と共同して本助成に係る研究課題を遂行する者をいう。
- 4 この規程において「学外共同研究者」とは、第1項に規定する研究者以外の者であって、助成金の交付を受けずに、第2項に規定する研究代表者と共同して本助成に係る研究課題を遂行する者をいう。

(対象)

- 第3条 本助成は、次の各号のいずれかに掲げる研究を対象とする。
 - (1) 研究代表者が共同研究者と緊密な連係のもとに実施する研究(以下「共同研究」という。)
 - (2) 研究代表者が単独で実施する特色ある研究(以下「個別研究」という。)
 - (3) 他大学等の研究機関と協定を締結し連携して研究者が実施する研究(以下「連携協定研究」という。)
- 2 共同研究は、複数の学部若しくは学科に所属する研究者により又は複数の領域に跨がる単一の研究内容について実施するよう努めるものとする。
- 3 共同研究において、研究代表者は学外共同研究者とも緊密な連係のもとに研究を実施することができる。
- 4 連携協定研究に係る対象等の詳細については、別に定める。
- 5 次の各号に該当するものは、本助成の対象としない。
 - (1) 教材開発等の教育に関する研究
 - (2) 研究成果の出版

(助成金交付研究者資格)

- 第4条 研究者は、助成金を交付される資格を有するものとする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、研究者となることができない。
 - (1) 助成金の対象とする年度及びその次の年度において、教員研修に通算して6か月以上従事することが明らかな者
 - (2) 助成金の対象とする年度において、出産休暇、育児休業又は病欠等の事由により通算して6 か月以上休務することが明らかな者
 - (3) この規程、成城大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用への対応に関する規程その他法令等に基づき教育研究活動又は助成金の使用が停止されている者

(研究実施期間)

第5条 本助成に係る研究課題の研究実施期間は、原則として2年とする。ただし、委員会が必要と 認めたときは、1年とすることができる。

(委員会)

- 第6条 次の各号の任務を行うために、本学に特別研究助成委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 - (1) 本助成に係る研究課題の募集に関すること。

- (2) 本助成に係る研究課題として応募されたものの採択審査に関すること。
- (3) 助成金の交付及び使用に関すること。
- (4) 学外共同研究者の委嘱に関すること。
- (5) その他本助成の遂行に関すること。
- 2 委員会は、成城大学研究戦略委員会規則(以下「規則」という。)第4条第1項に規定する研究 戦略委員会委員のうち、第2号から第14号までに規定する者をもって組織する。
- 3 委員会委員長(以下「委員長」という。)は、規則第4条第1項第11号委員である研究機構長を もって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(実施委員会)

- 第7条 委員会の下に、本助成に係る研究課題として応募されたものの採択審査のための資料を作成 する任務を行うために、実施委員会を置く。
- 2 実施委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究機構長
 - (2) 規則第4条第1項第4号委員(各研究科長)
 - (3) 各学部で選出した専任教員1名
 - (4) 規則第4条第1項第13号委員(大学事務局長)
- 3 実施委員会委員長は、研究機構長とする。
- 4 実施委員会委員長は、必要に応じて実施委員会委員以外の者を出席させることができる。 (募集)
- 第8条 委員長は、本助成に係る研究課題の募集を行うことができることとなった場合には、学長の 承認を得た上で、委員会の議を経て、これを開始するものとする。
- 2 委員長は、委員会の議を経て、応募期限並びに応募書類の様式及び記載すべき内容に関すること を含む募集要項を決定する。

(応募)

- 第9条 本助成に係る研究課題として応募しようとする者は、前条第2項に規定する募集要項の記載 に基づき、応募書類を提出しなければならない。
- 2 同一者が、同一年度において2以上の研究課題について応募することはできない。ただし、個別 研究による研究課題を応募する者が、共同研究の共同研究者として参画する別の研究課題について 応募することは妨げない。

(審査及び採択可否決定)

- 第10条 委員会は、本助成に係る研究課題として応募されたものについて、次の各号の要件を考慮して審査し、採択の可否を決定する。
 - (1) 第3条に規定する対象との適合性
 - (2) 研究内容の特色
 - (3) 研究計画の具体性
 - (4) 所定の研究実施期間で成果が得られる見通し
 - (5) 研究代表者、共同研究者及び学外共同研究者の近年の研究状況及び業績状況
 - (6) 共同研究にあっては、研究代表者、共同研究者及び学外共同研究者の間の責任分担の明確性
- 2 審査に関する基本方針及び基準等の詳細については、別に定める。
- 3 委員会は、採択を可とした研究課題について助成金交付額の原案を作成する。

(助成金交付の決定及び通知)

第11条 委員長は、採択の可否とともに、前条第3項に規定する助成金交付額について、学長の承認 を得たうえでこれを決定し、研究代表者に通知するものとする。

(助成金交付申請)

第12条 採択を可とする通知を受けた研究代表者は、決定された助成金交付額に基づき、所定の期日 までに交付申請書を委員長に提出するものとする。

(助成金の使用)

第13条 助成金は、採択された研究課題の遂行に直接必要とする経費に充てるものとし、その取扱い

の詳細については別に定める。

(助成金の使用停止等)

- 第14条 研究者が、本学専任教員の身分を失ったとき、疾病その他の事由により研究を中止したとき、 その他第4条に規定する助成金交付研究者資格を満たさないことが明らかとなったときは、委員長 は、助成金の使用を停止させることができる。
- 2 共同研究において、助成金交付後に研究代表者又は共同研究者が当該年度に6か月以上休務する ことが明らかになったときは、委員長は、研究組織の変更を認め、減員分に相当する額の使用を停 止する。
- 3 前項において相当額を使用済みのときは、当該研究者は、原則としてその金額を返還するものとする。

(学外共同研究者)

(報告書の提出)

- 第15条 学外共同研究者は、研究代表者からの推薦を受け、委員会で審議し、研究戦略委員会の議を 経て、学長がこれを委嘱する。
- 2 学外共同研究者の任期は、本助成に係る研究課題の研究実施期間とする。
- 第16条 研究代表者は、各年度末に研究経過又は研究完了についての報告書を、所定の期日までに所定の様式により、委員長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書の提出がない研究代表者は、翌年度以降の本助成への応募は認めない。 (研究成果の公表)
- 第17条 研究代表者、共同研究者又は学外共同研究者は、本助成に採択されて遂行した研究課題に基づく成果を、研究実施期間終了後原則として1年以内に公表しなければならない。
- 2 前項の公表に際しては、本助成による成果であることを明記しなければならない。
- 3 研究代表者は、公表した刊行物又はその抜き刷り1部を委員長に提出しなければならない。 (事務)
- 第18条 本助成に関する事務は、研究機構事務室が担当する。

(改廃)

- 第19条 この規程の改廃は、研究戦略委員会で審議し、評議会の議を経て、学長がこれを決定する。 附 則
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 成城大学特別研究助成実施要項(平成13年6月26日制定)及び成城大学特別研究助成実施要項施 行細則(平成13年6月26日制定)は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附則

この規程は、令和4年2月22日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。